

あなたの夢に、追い風を。

浜松いわた信用金庫

# 家族信託サポートサービス

「家族信託サポートサービス」は家族信託に関する相談にはじまり、信託口座開設までの各種手続きをサポートするサービスです。



## 家族信託とは…

家族信託は、お客様の大切な財産をお客さまや家族のために守り、活用し、次世代に承継するために利用できる制度です。

最近では、将来の認知症への備えとして家族信託が注目されています。

## 家族信託の仕組み

財産を持っている人(委託者)が、信頼できる家族等(受託者)に財産を託して、定められた目的に従って財産を管理・処分してもらい、財産から得られる利益を定められた人(受益者)へ渡します。あらかじめ財産の承継先を決めておくこともできます。

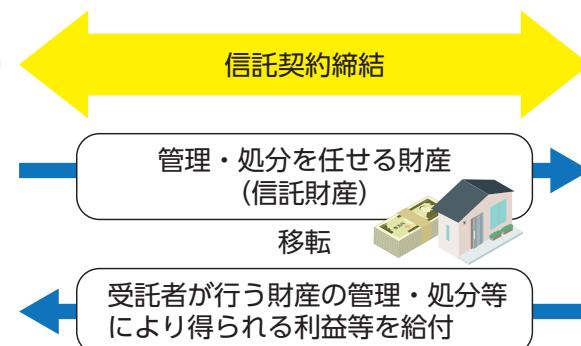
### 家族信託の 活用例

- ・受託者(子)が親の将来の日常生活や介護・看護のために預金の払戻しをすることができます。
- ・親の介護施設の入居費用のために受託者(子)が親に代わり自宅を売却することができます。

例



委託者 = 受益者



※委託者 = 受益者が基本の形です



受託者

詳しくは裏面をご覧ください。



浜松いわた信用金庫

## 家族信託サポートサービスの概要

サービス内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族信託に関する一般的な相談</li> <li>・お客さまのニーズに沿った財産管理・財産承継スキーム(案)の提案</li> <li>・専門家(司法書士等)の紹介</li> <li>・家族信託預金の口座開設 など</li> </ul> <p>※家族信託預金の口座開設のみのご相談も可能です。</p>
ご利用 いただける方		<p><b>【原則として】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産が金銭のみ、または金銭と不動産(自宅等)の方</li> <li>・委託者の推定相続人全員の同意が得られる方 など</li> </ul>
手数料		220,000円(税込) ※家族信託預金の口座開設のみの場合は 55,000円(税込)
家族 信託 預金 の 概要	口座概要	信託契約における受託者が信託財産を管理するための信託口口座です。 キャッシュカードの発行やインターネットバンキングの申込みも可能です。
	預金種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金(個人のお客さま)</li> <li>・無利息型普通預金(個人のお客さま・法人のお客さま)</li> </ul>
	口座名義	例: 家族信託口 浜松 太郎(受託者名) ※受託者名義での口座開設となります。
	お取引制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本預金を窓口でお取扱いする場合は、口座取引店の窓口のみのお取扱いとさせていただきます。</li> <li>・マル優のお取扱いはできません。</li> </ul>
ご注意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者保護のために受託者を監督する人(信託監督人)を選任していただきます。ただし、信託監督人の選任が不要な場合もございますので、事前に当金庫にご相談ください。</li> <li>・家族信託契約書(公正証書)に基づく口座開設となります。家族信託契約書については、事前に当金庫にご相談ください。なお、口座開設にあたっては当金庫の所定の審査があり、結果によっては申込みをお断りする場合がございます。</li> <li>・委託者の推定相続人を戸籍謄本等で確認のうえ、原則、推定相続人全員と事前に面談させていただきます。</li> <li>・専門家(司法書士等)の報酬、公証人手数料、不動産登記費用、書類取得費用等は別途お客さまのご負担となります。</li> </ul>

## 家族信託サポートサービスの流れ

※口座開設のみの場合は当金庫において下記1.相談、4.関係者面談、6.口座開設を行います。

1. 相談(無料)	家族信託に関する一般的な相談や財産管理・財産承継に関するお悩みや不安に感じていることをご相談ください。
2. 申込・提案	本サービスの申込後に当金庫からお客さまのニーズに沿った財産管理・財産承継スキーム(案)を提案します。
3. 専門家紹介	必要に応じて専門家(司法書士等)を紹介します。※家族信託契約書(案)の作成は専門家(司法書士等)が行います。
4. 関係者面談	委託者、受託者、受益者、信託監督人および委託者の推定相続人全員と面談します。
5. 信託契約書締結	公証役場にて家族信託契約書(公正証書)を作成します。※公証役場の取次は専門家(司法書士等)が行います。
6. 口座開設	当金庫の本支店窓口にて家族信託預金の口座開設をします。 ※不動産を信託する場合は専門家(司法書士等)が登記手続きを行います。

※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

2022年11月1日現在

くわしくは本支店窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

 0120-307-804 受付時間  
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

 浜松いわた信用金庫